

## 訪問リハビリテーション料金表

加算利用料（保険給付の一割負担分）

費目	金額	加算単位	内容の説明
訪問リハビリテーション費	341円	1回	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合（1回20分以上指導を行なった場合に、1週に6回を限度）
短期集中リハビリテーション実施加算	222円	1日	退院（所）日又は新たに要介護認定を受けてから起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行なった場合（1週概ね2日以上、1日20分以上） ※リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定していること。
リハビリテーションマネジメント加算			
(A) イ	200円	1月	※リハビリテーション計画について、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がご利用者またはそのご家族に説明を行い、同意を得て、その内容等を医師に報告すること (1)リハビリテーションの内容や目標を、リハビリテーション事業所の職員、その他関係者と共有するためのリハビリテーション会議を行い、内容の記録を行うこと。（医師への共有はテレビ電話でも可） (2)3ヵ月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、計画を適宜見直していること (3)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、ケアマネジャーに対して、リハの観点から有する能力、自立のための支援方法、日常生活の留意点等の情報を提供すること (4)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、ご利用者の自宅等を訪問し、ご利用者が利用する他の介護サービスの職員またはご家族に対して、リハの観点から日常生活の留意点、介護のアドバイス等を行うこと (5)医師から理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に対して、リハの目的とリハ実施に伴う指示があること（開始前・リハ中の留意点、リハ中止の基準、ご利用者にかかる負荷） 以上に関し、記録を残すこと
(A) ロ	237円	1月	(A) イの要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
(B) イ	500円	1月	(1) (A) イ要件(1)～(5)に適合すること (2)リハビリテーション計画について、医師によりご利用者またはそのご家族に説明を行い同意を得ること
(B) ロ	537円	1月	(1) (B) ロの要件のいずれにも適合すること (2) 訪問リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、厚生労働省に提出していること

加算利用料（保険給付の一割負担分）

費目	金額	加算単位	内容の説明
診療未実施減算	▲56円	1回	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
移行支援加算	19円	1日	(1) 評価対象期間においてリハビリテーション終了者のうち、指定通所介護等を実施した者の割合が、100分の5を超えていること (2) リハビリテーションの利用の回転率12月/平均利用延月数 $\geq$ 25%であること (3) 評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、リハビリテーション終了者に対して、電話等により、指定通所介護等の実施状況を確認し、記録すること (4) リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	7円	1回	指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者がいること
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	4円	1回	指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数3年以上の者がいること

※厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届け出た場合、いずれかの料金が加算されます。

●上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

その他の費用

項目	金額		内容の説明
交通費(対応地域以外)	100円	片道/1回	概ね15km 未満
	200円	片道/1回	概ね15km 以上
キャンセル料	無料		サービス利用日前々日まで
	利用者負担の50%		サービス利用日の前日まで
	利用者負担の100%		サービス利用日の前日まで当日